

競争参加者の資格に関する公示

武山(5補)教育施設整備設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年2月16日

南関東防衛局長 末富 理栄

- 1 案件名 武山(5補)教育施設整備設計に係る技術協力業務対象工事
- 2 履行場所 神奈川県横須賀市
- 3 案件概要 本案件の概要は以下のとおり。
 - ア 技術協力業務
 - (ア) 業務内容 計画準備、技術協力業務（実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議）
 - (イ) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで。
なお、繰越承認がなされた場合は、令和7年2月28日までとする。
 - (ウ) 本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。
 - イ 対象施設
 - ・ 隊庁舎A (RC-5 延べ面積 約8,400㎡) 新設
 - ・ 隊庁舎B (RC-9 延べ面積 約26,800㎡) 新設
 - ・ 隊庁舎C (RC-6 延べ面積 約18,800㎡) 新設
 - ・ 隊舎A (RC-7 延べ面積 約9,800㎡) 新設
 - ・ 隊舎B (RC-7 延べ面積 約9,800㎡) 新設
 - ・ 隊舎C (RC-7 延べ面積 約9,800㎡) 新設
 - ・ 教場 (RC-4 延べ面積 約8,700㎡) 新設
 - ・ 隊舎 (RC-4 延べ面積 約7,700㎡) 改修
 - ・ 食厨・浴場等 (S-1 延べ面積 約3,900㎡) 新設
 - ・ 特高受電所 (RC-1 延べ面積 約250㎡) 新設
 - ・ 浴場 (RC-1 延べ面積 約130㎡) 新設
 - ・ 車庫 (S-1 延べ面積 約50㎡) 新設
 - ・ 受電所 (RC-1 延べ面積 約20㎡) 増設
 - ・ 自転車置場 (S-1 延べ面積 約20㎡) 新設 7棟
 - ・ 仮設プレハブ (S-2 延べ面積 約2,100㎡) 新設
 - ・ 仮設プレハブ (S-2 延べ面積 約1,800㎡) 新設
 - ・ 仮設プレハブ (S-1 延べ面積 約580㎡) 新設
 - ・ 既設建物 (延べ面積 約2㎡～5,800㎡、25棟) 解体

- ・ 教場 (RC-4 延べ面積 約3,400㎡) 外部建具改修
 - ・ 生徒隊舎A (RC-4 延べ面積 約3,400㎡) 外部建具改修
 - ・ 生徒隊舎B (RC-3 延べ面積 約4,600㎡) 外部建具改修
 - ・ 生徒隊舎C (RC-3 延べ面積 約4,600㎡) 外部建具改修
 - ・ 生徒隊舎D (RC-3 延べ面積 約4,600㎡) 外部建具改修
 - ・ 隊庁舎A (RC-3 延べ面積 約4,400㎡) 外部建具改修
 - ・ 隊庁舎B (RC-3 延べ面積 約5,800㎡) 外部建具改修
 - ・ 隊庁舎C (RC-3 延べ面積 約5,800㎡) 外部建具改修
- ・ 建物付帯工事 (新設及び増設)
 - ・ ユーティリティ (給水・汚水・雨水・電気・通信・給汽)

4 競争参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) の交付期間等

- (1) 交付期間 令和6年2月16日から令和6年4月25日までの行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日 (以下「行政機関の休日」という。) を除く毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。
- (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<http://www.dfeg.mod.go.jp/>
- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

5 申請書の提出

- (1) 提出期間 令和6年2月16日から令和6年3月13日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで (12時から13時までの間を除く)。ただし、最終日は12時まで。なお、郵送 (書留郵便に限る。) 又は託送 (書留郵便と同等のものに限る。) (以下「郵送等」という。) 若しくは電子メールによる場合は令和6年3月13日12時までに必着とする。

なお、令和6年3月14日以降も当該案件に係る優先交渉権者の選定日まで随時受け付けるが、優先交渉権者の選定日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎5F
南関東防衛局総務部契約課
TEL 045-211-7143 FAX 045-212-2806

- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

ア 総合評定値通知書 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。) 又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記6(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和6年2月16日付支出負担行為担当官南関東防衛局長）に示すところにより交付する説明書の様式第2と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者の組合せとする（最大8者）。

ア 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」で、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」又は「解体工事」のいずれかで級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）また、優先交渉権者の選定日までに、特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。

イ 防衛省競争参加資格の経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事：830点以上」、「土木一式工事：830点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、「電気通信工事：870点以上」又は「解体工事：870点以上」のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、「建築一式工事：990点以上」又は「土木一式工事：990点以上」のいずれかであること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達（防整施(事)第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 上記1に示した案件に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成20年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、3階建て以上、かつ、延べ面積が1棟当たり1,000㎡以上の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成20年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した国内の工事若しくは防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設又は改修建物の建築、電気、電気通信又は管工事のいずれかを施工した実績を有すること。又は土木工事、解体工事（土木工事、解体工事は構造・面積は問わない）のいずれかを施工した実績を有すること（いずれの施工実績であっても、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、防衛省競争参加資格の経営事項評価数値が建築一式工事990点以上又は土木一式工事990点以上であり、かつ、元請けとして完成・引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事若しくは防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積が1棟当たり1,000㎡以上の建物の新設又は改修建築工事の実績、又は土木工事（面積・構造は問わない）を有する者とする。

イ 建設業法の建築一式工事、土木一式工事、電気工事、管工事、電気通信工事又は解体工事のいずれかにつき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者、及び、それぞれの工種に係る主任技術者をそれぞれ工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、説明書5の代表者に求める条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該案件の優先交渉権者の選定日までに上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないも

のとする。

8 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

9 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該案件の受注者以外の者であっては、当該案件の請負契約が締結された日までとする。

10 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「武山(5補)教育施設整備設計に係る技術協力業務対象工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設 建設共同企業体」とする。
- (2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続に従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。